

# 熊本県公報

第 1 1 6 9 8 号  
平成 20 年 5 月 26 日 (月)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

**告 示**

- 生活保護法の規定による指定介護機関の指定……………(社会福祉課) 1
- 生活保護法の規定による指定介護機関の変更……………( " ) 2
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定……………(障害者支援総室) 3
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定……………( " ) 3
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定……………(森林保全課) 4
- "……………( " ) 4

**公 告**

- 土地改良区の定款変更認可……………(農村計画技術管理課) 4
- "……………( " ) 4
- "……………( " ) 4
- 開発行為工事完了公告……………(建築課) 5
- 第 2 回川辺川ダム事業に関する有識者会議の開催……………(川辺川ダム総合対策課) 5
- 建築士法第 10 条第 2 項及び同法第 26 条第 3 項の規定に基づく聴聞…(建築課) 5

## 告 示

### 熊本県告示第 514 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 54 条の 2 第 1 項の規定により、介護機関を次のように指定した。

平成 20 年 5 月 26 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
春光苑指定訪問介護事業所 天草市天草町高浜北 633	社会福祉法人愛隣会 天草市天草町高浜北 633	平成 20 年 1 月 23 日
社会福祉法人西原村社会福祉協議会西原村指定訪問介護事業所 阿蘇郡西原村小森 572	社会福祉法人西原村社会福祉協議会 阿蘇郡西原村小森 572	平成 18 年 4 月 1 日
アイリスケアセンター玉名 玉名市滑石 2621 番 1	株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台 2-9	平成 18 年 4 月 1 日
アイリスケアセンター八代 八代市松江町 561 番地 1	株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台 2-9	平成 18 年 4 月 1 日
アイリスケアセンター本渡 天草市小松原町 12-10 Mビル 103 号	株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台 2-9	平成 18 年 4 月 1 日
社会福祉法人人吉市社会福祉協議会訪問介護事業所 人吉市西間下町 41 番地 1	社会福祉法人人吉市社会福祉協議会 人吉市西間下町 41 番地 1	平成 18 年 4 月 1 日
山鹿ヘルパーステーション 山鹿市中 578 番地	社会福祉法人山鹿市社会福祉協議会 山鹿市菊鹿町下永野 650 番地	平成 18 年 4 月 1 日

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
春光苑デイサービスセンター 天草市天草町高浜北 633	社会福祉法人愛隣会 天草市天草町高浜北 633	平成 20 年 1 月 23 日

社会福祉法人西原村社会福祉協議会西原村指定通所介護事業所 阿蘇郡西原村小森 572	社会福祉法人西原村社会福祉協議会 阿蘇郡西原村小森 572	平成 18 年 4 月 1 日
デイサービス陽だまりの家 八代市二見本町 718-2	有限会社ひまわり 八代市大村町 800-8	平成 18 年 4 月 1 日
アイリスケアセンター玉名 玉名市滑石 2621 番 1	株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台 2-9	平成 18 年 4 月 1 日
アイリスケアセンター八代 八代市松江町 561 番地 1	株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台 2-9	平成 18 年 4 月 1 日
八幡荘デイサービスセンター 葦北郡芦北町田浦町 664	社会福祉法人芦北町社会福祉協議会 葦北郡芦北町湯浦 1439-1	平成 18 年 4 月 1 日
デイサービスアおおぞら 八代市田中西町 10 号 1 番地	合資会社なかにしデイサービスセンター 八代市田中西町 10 号 1 番地	平成 18 年 4 月 1 日

(介護予防通所リハビリテーション)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
老人保健施設 景雅苑 宇土市上網田町 3676	医療法人社団小田会 宇土市上網田町 3677	平成 18 年 4 月 1 日

(介護予防短期入所生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
特別養護老人ホーム春光苑 天草市天草町高浜 633	社会福祉法人愛隣会 天草市天草町高浜北 633	平成 20 年 1 月 23 日

(介護予防短期入所療養介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
老人保健施設 景雅苑 宇土市上網田町 3676	医療法人社団小田会 宇土市上網田町 3677	平成 18 年 4 月 1 日

(居宅介護支援)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
春光苑居宅介護支援事業所 天草市天草町高浜北 633	社会福祉法人愛隣会 天草市天草町高浜北 633	平成 20 年 1 月 23 日
居宅介護支援センター虹の家 菊池郡大津町大林 479 番地	有限会社ライフサポート・レインボー 菊池郡大津町大林 479 番地	平成 20 年 3 月 21 日

**熊本県告示第 515 号**

生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 14 条第 2 項の規定により、次の指定介護機関から変更の届出があった。

平成 20 年 5 月 26 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

介護機関名称	開設者	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
			旧	新	
ニチイケアセンター八代	株式会社ニチイ学館	八代市松江町 561 番地 1	事業所の名称		平成 19 年 4 月 1 日
			アイリスケアセンター八代	ニチイケアセンター八代	
ニチイケアセンター本渡	株式会社ニチイ学館	天草市小松原町 12-10 Mビル 103 号	事業所の名称		平成 19 年 4 月 1 日
			アイリスケアセンター本渡	ニチイケアセンター本渡	

(通所介護)

介護機関名称	開設者	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
			旧	新	
ニチイケアセンター八代	株式会社ニチイ学館	八代市松江町561番地1	事業所の名称		平成19年4月1日
			アイリスケアセンター八代	ニチイケアセンター八代	

## (介護予防訪問介護)

介護機関名称	開設者	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
			旧	新	
ニチイケアセンター八代	株式会社ニチイ学館	八代市松江町561番地1	事業所の名称		平成19年4月1日
			アイリスケアセンター八代	ニチイケアセンター八代	
ニチイケアセンター本渡	株式会社ニチイ学館	天草市小松原町12-10 Mビル103号	事業所の名称		平成19年4月1日
			アイリスケアセンター本渡	ニチイケアセンター本渡	

## (介護予防通所介護)

介護機関名称	開設者	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
			旧	新	
ニチイケアセンター八代	株式会社ニチイ学館	八代市松江町561番地1	事業所の名称		平成19年4月1日
			アイリスケアセンター八代	ニチイケアセンター八代	

## 熊本県告示第516号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定した。

平成20年5月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

指定自立支援医療機関(精神通院医療)の名称及び所在地	開設者の名称及び所在地	指定年月日
内田内科医院 熊本市湖東一丁目1-5	内田奎文 熊本市湖東一丁目1-5	平成20年4月1日
光の森7丁目薬局 菊池郡菊陽町光の森七丁目41番地18	有限会社 ファーマダイワ 熊本市流通団地1-56	平成20年4月1日
つばめ薬局 球磨郡錦町西3604-3	有限会社 藤沢メディカル 埼玉県所沢市南住吉21-13	平成20年4月1日
株式会社 大賀薬局 託麻台店 熊本市尾ノ上1-10-1	株式会社 大賀薬局 福岡県福岡市中央区大名一丁目15番9号	平成20年4月1日

## 熊本県告示第517号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成20年5月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事業所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定障害福祉サービスの種類
指定訪問介護事業所 桃の花 八代市鏡町両出1327-1	有限会社八代河内石材 八代市鏡町両出1257-4 村枝 章	平成20年6月1日	4310200334	居宅介護

**熊本県告示第 518 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 20 年 5 月 26 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県阿蘇郡西原村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
西原村（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに西原村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第 519 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 20 年 5 月 26 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県阿蘇郡西原村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
西原村（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに西原村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**公 告****熊本県公告第 382 号**

八代郡氷川町に事務所を置く氷川土地改良区理事長浜田洋から平成 20 年 2 月 18 日付けで申請のあった定款変更については、平成 20 年 5 月 16 日付けで認可したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 3 項の規定により公告する。

平成 20 年 5 月 26 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県公告第 383 号**

宇城市に事務所を置く小川町土地改良区理事長平野保之から平成 20 年 4 月 17 日付けで申請のあった定款変更については、平成 20 年 5 月 16 日付けで認可したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 3 項の規定により公告する。

平成 20 年 5 月 26 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県公告第 384 号**

宇城市に事務所を置く松橋町土地改良区理事長松本忠義から平成 20 年 4 月 16 日付けで申請のあった定款変更については、平成 20 年 5 月 16 日付けで認可したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 3 項の規定により公告する。

平成 20 年 5 月 26 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県公告第 385 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の許可に係る開発行為が完了した  
ので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 20 年 5 月 26 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
荒尾市荒尾字上府本道 4186 番 18、同 4186 番 146、同 4186 番 156、同 4186 番 159、同  
4186 番 160、同 4186 番 161、同 4186 番 162、同 4186 番 163、同 4186 番 164、同 4186 番 165、  
同 4186 番 166、同 4186 番 167、同 4186 番 168、同 4186 番 169、同 4186 番 170、同 4186  
番 171、同 4186 番 172、同 4186 番 173、同 4210 番 15、同 4210 番 22、同 4210 番 23、同  
4210 番 25、同 4210 番 26、同 4210 番 27、同 4210 番 28、同 4210 番 29、同 4210 番 30、同  
4210 番 31、同 4210 番 32、同 4210 番 33、同 4210 番 34、同 4210 番 35、同 4210 番 36、同  
4210 番 37、同 4210 番 38、同 4210 番 39、同 4210 番 40、同 4210 番 41、同 4210 番 42、同  
4210 番 43、同 4210 番 44、同 4210 番 45、同 4210 番 46、同 4210 番 47、同 4210 番 48、同  
4210 番 49、同 4210 番 50、同 4210 番 51、同 4210 番 52、同 4210 番 53、同 4210 番 54、同  
4210 番 55、同 4210 番 56、同 4210 番 57、同 4210 番 58、同 4210 番 59、同 4210 番 60、同  
4210 番 61、同 4210 番 62、同 4210 番 63、同 4210 番 64、同 4210 番 65、同 4272 番 1、同  
4272 番 2、同 4272 番 4、同 4272 番 5、同 4272 番 6、同 4272 番 7、同 4272 番 8、同 4272 番  
9、同 4272 番 10、同 4272 番 11、同 4273 番 1、同 4273 番 2、同 4273 番 3、同 4273 番 4、  
同 4273 番 5、同 4273 番 6、同 4273 番 7、同 4273 番 8、同 4273 番 9 及び同 4273 番 10  
9,124.61 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
荒尾市下井手 1616 番地  
グリーンランド開発株式会社

**熊本県公告第 386 号**

第 2 回川辺川ダム事業に関する有識者会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 20 年 5 月 26 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開催日時  
平成 20 年 5 月 30 日（金）  
午後 6 時から午後 9 時まで
- 2 開催場所  
東京都千代田区平河町二丁目 4 番 3 号  
ホテル ルポール麹町 2 階 ルビー
- 3 議題  
(1) 治水について  
(2) その他
- 4 傍聴者の定員  
15 人
- 5 傍聴手続  
(1) 川辺川ダム事業に関する有識者会議（以下「会議」という。）の傍聴を希望する  
者は、会議の開催予定時刻の 30 分前から 10 分前までに受付を行うこと。  
(2) 希望者が定員を超えた場合は、抽選とする。  
(3) 会議室への入場等については、係員の指示に従うこと。
- 6 問い合わせ先  
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
熊本県地域振興部川辺川ダム総合対策課  
電話番号 096-333-2139

**熊本県公告第 387 号**

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 10 条第 2 項及び同法第 26 条第 3 項の規定に基づ  
く聴聞を次のとおり実施する。

平成 20 年 5 月 26 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 聴聞の日時  
平成 20 年 5 月 28 日（水）午後 1 時 30 分
- 2 聴聞の場所  
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟本館 12 階 住宅課分室
- 3 聴聞の主宰者  
熊本県土木部建築課 建築審議員 中山雅博

